

「(仮称)琵琶湖保全再生に向けた活用のあり方
～保全再生と活用との循環の推進に向けて～」 原案

全体の構成

はじめに

1. 検討の趣旨

- (1) 「守る」と「活かす」の好循環
- (2) この検討がめざす姿
- (3) この検討の性格
- (4) 活用にあたっての視点

2. 琵琶湖活用の現状と課題

- (1) 琵琶湖活用の現状
- (2) 活用への課題

3. 活用を進めるためのしくみ

- (1) 琵琶湖の価値を「知るしくみ」(正しく知る)
- (2) 琵琶湖の魅力に「関わるしくみ」(触れる・広める・交わる)
- (3) 琵琶湖の活用を「続けるしくみ」(支える・抑制する)
- (4) 「3つの柱」としての類型化

4. 具体的な取組の展開方策

- (1) 「知るしくみ」
- (2) 「関わるしくみ」
 - ① 琵琶湖を「楽しむ」【重点】
 - ② 琵琶湖に「学ぶ」【重点】
 - ③ 琵琶湖で「つながる」【重点】
 - ④ 「びわ湖の日」の更なる展開
- (3) 「続けるしくみ」
 - ① 活用の基盤づくりや推進の支援
 - ② 活用に伴う環境負荷等の抑制

5. 保全再生と活用との循環を生むために

はじめに

「富士と琵琶湖、そは世界に対して、我等日本人が優美を誇る象徴の双璧であらねばならぬ。」これは、大正から昭和にかけて活躍した鳥瞰図絵師・吉田初三郎が大正 15 年（1926 年）に、今の琵琶湖汽船の前身となる「太湖汽船」発行の琵琶湖案内図に記した言葉です。

その約 25 年後、昭和 25 年（1950 年）には、琵琶湖は日本初の国立公園に指定され、平成 27 年（2015 年）には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により、琵琶湖は「国民的資産」として位置付けられました。

国民的資産である琵琶湖は、言うまでもなく「滋賀の宝」です。しかしながら、周辺の都市化の進展や人口の増加、ライフスタイルの変化などを受け、琵琶湖では水質や生態系などに大きな変化が起きています。

かつて暮らしと密接に結びついていた琵琶湖ですが、現代ではともすると「暮らしから見えにくい」存在にもなっています。琵琶湖の保全再生を進め、その恵みを次世代へと確実に伝えるにあたっては、貴重な水源であるとともに独自の生物多様性を有し、また生業の場や癒しの場として多くの恵みを我々に与えてくれる琵琶湖の本来の価値を十分に活用することで、再び琵琶湖を近い存在、見える存在へとしていくことが不可欠です。そのため、平成 29 年に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）」では、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環をさらに推進することを掲げました。

ここでは次世代へとより良い琵琶湖を引き継いでいくため、琵琶湖の本来の価値を活かした望ましい活用のあり方について検討を取りまとめ、今後の琵琶湖に関連する県の施策推進にあたっての指針とするとともに、多様な主体が取り組む琵琶湖に係る活動にも反映をいたさうとするものです。

国連の定める目標であり、経済成長と環境保全とを両立させる「SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）」の考え方を依りどころに、琵琶湖の保全再生に向けた琵琶湖の活用のあり方を検討し、「琵琶湖新時代」と呼ぶにふさわしい暮らしと琵琶湖との新しい関係を築くことによって、滋賀の未来を切り拓きたいと考えています。

1. 検討の趣旨

（1）「守る」と「活かす」の好循環

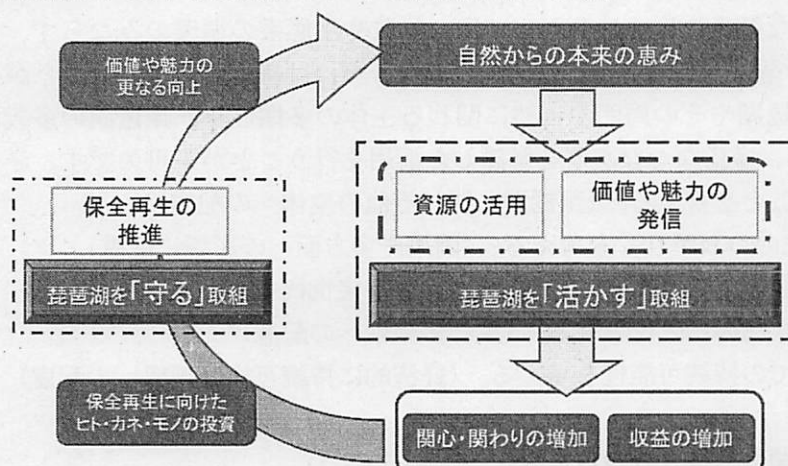
- 琵琶湖保全再生計画では、「琵琶湖を守ることと活かすことの好循環を更に推進」するための方策を検討する（計画 7(1)）と規定しており、これを計画の重点取組と位置付けています。

ここでの「活かす」とは、「琵琶湖を守り育て、次の世代により良い琵琶湖を引き継ぐために、琵琶湖からの本来の恵みを活用する」ことを意図しています。

- ライフスタイルの変化により暮らしと琵琶湖との関わりが希薄となり、かつ産業構造が変化する中で、琵琶湖の保全再生を進めるには、琵琶湖やそれを囲む自然の本来の恵みを活用し、またその価値や魅力をしっかりと発信することで、人々と自然との関わりを取り戻すとともに、自然の恵みを活かした経済的な効果を、保全再生の推進へとつなげることが不可欠です。

これらによって人々の関心が琵琶湖やその周囲の自然へと向かうとともに、活用の産んだ収益が保全再生へと投資されることが、社会的・経済的な循環を生み出します。

- ここでは、「琵琶湖を中心とする滋賀の自然から享受する恵みの活用や価値・魅力の発信により、人々の関心・関わりの向上や収益の確保につなげ、もって琵琶湖保全に向け主体的な行動を起こすことができる人材の育成や、環境への投資を推進する」ことで、琵琶湖の保全再生に資する方策についての検討を行います。



(2) この検討がめざす姿

- 琵琶湖を守り育て、次の世代により良い琵琶湖を引き継ぐために、琵琶湖とその恵みの活用や価値・魅力の発信を進めるための現状・課題についての整理と、求められる方策を検討し、望ましい活用に向けた指針として提示します。
- 同時に、守ることと活かすことの好循環を更に推進する具体的な取組方策について検討を行います。
- これにより、多様な主体がそれぞれの立場から琵琶湖との関わりを深め、保全再生の推進に向け「琵琶湖新時代」と呼ぶにふさわしい循環の創出の実現をめざします。

琵琶湖を「活かす人」が、琵琶湖を「守る人」になる
好循環の創出

(3) この検討の性格

- 琵琶湖は、様々な法体系に基づいた規制や管理が重層的に行われており、また、目的を異にする多種の施策・事業が実施される場となっています。
県の各部局においては、それぞれの行政目的の達成をめざす施策の実施にあたって、この「活用のあり方」を指針とします。
- また、県内市町、企業、NPO、団体等や県民の皆さんが各種の活動を進めるにあたっても、指針となるものであり、配慮をお願いしたいと考えるものです。

(4) 活用にあたっての視点

- ① 自然の恵みの再評価
- 琵琶湖や自然のもたらす恵み（生態系サービス）について、これまでは主に水や食料を供給するといった「供給サービス」に着目されてきましたが、それ以外にも

- 調整サービス：森林による土壌の流出防止、気候調整、水浄化など
- 文化サービス：文化や芸術、景観やレクリエーションの場の提供など
- 基盤サービス：物質循環や大気の維持など、他のサービスの基礎となるもの

といった恵みがあり、これらの恵み、特に調整サービスと文化サービスの側面についても目を向ける（＝活用すると同時に、持続可能性を意識する）ことが必要です。

②様々な循環とその持続可能性

- 持続可能な循環の形成にあたっては、物質や生態系の循環のみならず、社会的・経済的な面での循環が健全かつ一体的に行われ、更には持続可能であることが必要です。
- また、琵琶湖やその周囲の自然に関わる主体の多様性や、琵琶湖の多義的・多面的な価値に鑑み、多様なつながりを意識した活用を行うことが不可欠です。
 - ・他者のことを考える。（琵琶湖に関わる他の主体への配慮）
 - ・「その先のつながり」を考える。（因果や多方面への影響に配慮）
 - ・時間軸を超えて考える。（歴史的経緯や将来世代への配慮）
 - ・他の生き物のことを考える。（生物多様性への配慮）
 - ・経済面での持続可能性を考える。（経済的に持続可能な循環への配慮）

③持続可能な開発目標「SDGs」

- 2015年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、持続可能な社会の実現に向けた国際的な目標であり、経済成長と環境保全とを両立させるために目指すべき目標（ゴール）を定めたものです。

本県においても、このSDGsに地方レベルから参画することで、持続可能な共生社会を実現していきたいと考えており、琵琶湖活用のあり方の推進にあたっては、SDGsの定める17の目標（ゴール）の実現に寄与できるかという視点が必要です。

2. 琵琶湖活用の現状と課題

（1）琵琶湖活用の現状

琵琶湖は我が国最大の湖として275億m³の水を貯え、京阪神1,450万人の暮らしを支える水源であるとともに、近畿圏の治水面でも重要な役割を担っています。また、400万年の歴史を持ち、60種もの固有種が生息するなど貴重な生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫となっています。（「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」第1条）

利水治水以外にも、琵琶湖は多様な活用をされており、ここでは琵琶湖活用の現状について項目別に概観します。なお各項目は必ずしも独立するものではなく、相互に関連を有する項目や、複数の項目に関わる活用事例も多数存在します。

1. 学術研究（関係条文：法律第9条）

本県には京都大学の生態学研究センターや流域圏総合環境質研究センターが立地し、平成29年度からは県立の琵琶湖環境科学研究センターに国立環境研究所琵琶湖分室が設置されるなど、その貴重な生態系などから琵琶湖は学術研究の場としても重要な価値を有しています。

また、県内に集積が進む大学では、平成7年に「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとする滋賀県立大学が開学し、日本で初めて環境に特化した学部である環境科

学部が設置されたほか、大津市の龍谷大学農学部（平成 27 年度設置）や草津市の立命館大学食マネジメント学部（平成 30 年度設置予定）など、自然の恵みと密接な関連を持つ学部の新設も進んでいます。

2. 琵琶湖にまつわる産業（関係条文：法第 10 条、11 条、16 条、17 条）

琵琶湖の水産資源を活用した水産業では、「えり」など独自の漁法や、湖魚食の文化が特有のものとなっています。内湖やヨシ帯の減少、外来魚の影響、漁師の高齢化や後継者不足、食生活の変化による湖魚食の低迷などの要因により、琵琶湖の漁業は大変厳しい状況にあります。湖魚食の普及に向けて、県では琵琶湖産魚介類のブランド化・普及活動や、学校給食での提供などの施策を展開しています。また、琵琶湖や内湖では淡水真珠の養殖が行われています。

自然の恵みを活用した農業や林業も、琵琶湖と密接な関わりを有しています。ニゴロブナなどの湖魚が、排水路に設置された魚道を通して田んぼに遡上する「魚のゆりかご水田」において、湖魚の産卵・繁殖など、いくつかの条件を満たした田んぼで生産されたお米を認証しブランド化する取組を進めており、平成 28 年度には 6 地域・約 74ha でこの「魚のゆりかご水田米」が栽培されました。また、県内の森林から適切に伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材を「びわ湖材」として産地証明し、その利用を推進しています。いずれも、琵琶湖の生態系や水源となる森林を守る取組が、農業や林業に付加価値を高めるものです。琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業については、「世界農業遺産」への認定をめざす取組が進んでいます。

ビジネス面においても、琵琶湖の周囲に集積する水環境関連産業や研究機関が連携し「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を組織しており、琵琶湖の保全再生で得た成果を諸外国の環境改善等に活かす取組などが進んでいます。

3. 観光・レジャー（関係条文：法第 18 条、19 条、20 条）

琵琶湖に代表される豊かな自然は、本県の大きな観光資源のひとつでもあり、観光入込客統計調査では、「自然」を目的とした来訪者は 100 万人を超えています（平成 27 年）。

「滋賀の旅に便利な DATA 集」（発行：びわこビジターズビューロー）には 21 か所の水泳場が紹介されており、そのうち 8 か所で県が毎年実施している「水浴場水質調査」では、3 つの水泳場が「水質 AA」評価となっています（平成 29 年度）。

また、毎年 8 月に実施される「びわ湖大花火大会」は、湖面に映る壮大な花火が魅力であり、県内外から約 35 万人が集まる一大イベントとなっています。

他にも、びわ湖クルーズや竹生島めぐり・多景島めぐりといった湖上観光や、ヨットやカヌーなどの水上スポーツ・レクリエーション、湖岸緑地等でバーベキューなども人気です。バスフィッシングやプレジャーボートについては、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（通称「琵琶湖ルール」）に基づき、自然環境や生活環境に影響の少ないレジャーの推進に向けた規制や啓発を展開しています。

琵琶湖周辺でのサイクリングは大きな盛り上がりを見せていますが、びわ湖一周サイクリング「ビワイチ」の体験者は、平成 27 年の約 52,000 人から平成 28 年には約 72,000 人と大きな伸びを示しており、順調に広まりつつあります。また、近年では湖との暮らしが育んだ独自の生活文化に着目し、「かばた」のある暮らしや淡水湖に人が暮らす国内唯一の島である「沖島」での生活を訪ねる人の増加や、伝統食である「鮒ずし作り」体験クルーズ、琵琶湖疏水への観光船の運航に向けた取組が進むなど、滋賀・琵琶湖ならではの観光が展開されています。

4. 湖上交通（関係条文：法第 19 条）

鉄道やトラック等による輸送が普及する以前は、中山道や北陸経由で運ばれてきた物資を大量に、かつ迅速に京都へと運ぶことのできるのは琵琶湖の水運でした。1960 年代半ばまでは、琵琶湖は水資源や漁場であると同時に、暮らしに密接に関連した道であり、また各種の生業の場として、多くの船が行き来していました。

湖上での物資の運搬が一般的ではなくなった現在でも、観光を目的とする湖上クルーズや沖島、竹生島等へのアクセス手段として船舶が活躍するほか、災害時等の輸送手段としての役割も期待されています。琵琶湖の大型船は単に交通・運送の手段に留まらず、船上でのシンポジウムや結婚披露宴なども行われています。

5. 景観・文化（関係条文：法第 20 条）

16 世紀末に選定されたと考えられる「近江八景」に代表される近江の風景は、古くから多くの文学作品の舞台となってきた他、文化財にも恵まれた滋賀には、街道や寺社仏閣などの歴史的な遺産が多く残っており、芭蕉など多くの文化人が行き交いました。昭和 25 年には琵琶湖全域と伊吹山・比良山地などの山々が日本初の国定公園に指定されたことを受け、公募により「琵琶湖八景」が選定されています。現在でも、歌枕や絵画・写真等の素材として琵琶湖は人気のあるスポットです。その他、近年では映画やテレビドラマのロケ地としても登場することが増えています。また、例年 9 月に烏丸半島で開催されている野外音楽イベント「イナズマロックフェス」など、湖岸のロケーションを活かしたイベントも開催されています。

湖岸のヨシ原の風景は「日本の原風景」として評価されており、「近江八幡の水郷」は重要文化的景観の第一号に認定されています。また、高島市針江地区の「かばた」など、湖が育んだ生活文化にも注目が集まっており、琵琶湖周辺の寺社や水と共生する暮らし、独自の食文化等が、「琵琶湖とその水辺景観一折り暮らしの水遺産」として、平成 27 年に文化庁より「日本遺産」の認定を受けています。

6. 環境教育・環境学習（関係条文：法第 21 条）

滋賀県の小学校では、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など自然環境を活かした体験型の環境教育が行われています。特に学習船うみのこによる「びわ湖フローティングスクール」は、県内の全ての小学校 5 年生が湖上で 1 泊 2 日の学習活動を行う本県の代表的な環境教育プログラムで、これまでに 50 万人を超える子ども達がうみのこに乗船しており、平成 30 年度からは、二代目となる新船の就航が予定されています。

また、「湖と人間」を主題として平成 8 年に開設された滋賀県立琵琶湖博物館は、琵琶湖について学ぶ拠点となっており、平成 28 年 7 月に完了した第一期リニューアルの直前には、県内外の学校からも 442 校 37,922 名（平成 27 年度）の来訪がありました。修学旅行等の教育旅行において県内に宿泊する児童・生徒の延べ人数は 50,000 人を超えており（平成 28 年度）、学習先として先の琵琶湖博物館の他、自然と共にある暮らしの様子や、湖上スポーツの体験施設等への訪問などがあります。また、日野町など農家民泊の受け入れなどを地域ぐるみで進めている自治体もあります。

学校行事の他にも、自然を楽しみながら学ぶエコツーリズムや、ラムサール条約湿地である琵琶湖でのバードウォッチングなど、全国からの来訪者により自然環境についての学びの場として活用されています。

7. スポーツ・レクリエーション

平成 27 年制定の滋賀県スポーツ推進条例では、「琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を活かしたスポーツ」に重点的に取り組むこととされ、県スポーツ推進計画においても、「琵琶湖を舞台とした湖上スポーツの推進」が掲げられています。ボート競技やドラゴンボート（ペーロン）など、琵琶湖がメッカとなっている湖上スポーツがあり、カヌー競技などでも国際大会で活躍する選手を輩出しています。また、平成 29 年 9 月には西日本で初めてウェイクボードの世界大会が開催されました。

オリンピック・パラリンピックに向けて、選手の発掘・育成の強化などが進む一方で、レクリエーションとしてカヤック等の湖上スポーツを楽しむ人も増えており、SUP（スタンドアップパドル）などの新たな湖上スポーツも登場しています。

また、琵琶湖の周囲では国際大会の代表選手選考会も兼ねる「びわ湖毎日マラソン」や、山間部では自然を活かしたクロスカントリー、トレイルランなどの大会も開催されています。全ての人が身近にスポーツを楽しむことの出来る共生社会をめざす中、マスターズなどの生涯スポーツや障害者スポーツの舞台ともなっており、世界のトップ選手が滋賀県立琵琶湖漕艇場に集う「朝日レガッタ」においては、2017 年の第 70 回記念大会よりパラローイング（障害者ボート）種目が新設されました。

8. 健康づくり

健康への意識の高まりを受けて、朝や夕方を中心に、多くの方が琵琶湖岸等でのウォーキングやサイクリングを楽しむ姿が見られます。近年では、健康づくりや癒しの効果を求めて、湖畔でのヨガや、SUP を使った湖上ヨガのイベントなども開催されています。

琵琶湖畔にあるおごと温泉では、湖岸を活かし、南湖一周や湖上のルートも設けたウォーキングイベントが開催され、全国各地からの参加があります。また、琵琶湖一周を複数回に分けて踏破するウォーキングイベント「琵琶湖一周健康ウォーキング」も例年開催されるなど、琵琶湖の風景や四季を楽しみながらの健康づくりが進められています。

9. 暮らし

湖岸の家庭において、かつて琵琶湖は水汲み場や洗い場としても活用されていました。湖へと突き出した簡易な栈橋「橋板」は、上水道の普及に伴い昭和 30 年代以降次々と姿を消していきましたが、近年住民による保存や再生の取組が進んでいます。

また、湖畔のヨシも、かつては屋根の葺き替えやすだれ等の材料として暮らしに欠かせない琵琶湖の恵みでした。暮らしの中でのヨシの使用が減った近年では、ボランティアによるヨシ刈りや、ヨシ松明などの行祭事が、ヨシ原の保全育成に貢献しています。

暮らしと湖の関わりについては、地域の活性化の観点から国土交通省が平成 23 年に河川敷での民間事業者による営利活動についての規制を緩和し、平成 29 年度からは県も琵琶湖岸でこれに準じた規制緩和を行いました。今後地域の関係者の合意を得ながら、湖岸でくつろぐことのできるオープンカフェ等の登場が予想されます。

10. 国際貢献・国際交流

周囲に 140 万人以上もの人口を抱える琵琶湖の水質保全に向けた取組は、国際的にも先進的なものであり、その経験が育んだ知恵や技術は、諸外国からの研修生受け入れや技術協力などを通じ、世界の湖沼保全や健全な水環境の確保に貢献しています。

1984(昭和 59)年には、研究者・行政・NGO や市民等が一堂に集まり、世界の湖沼及び湖沼流域で起こっている多種多様な環境問題や、それらの解決に向けた取組の議論の場とし

て、滋賀県の提唱による「世界湖沼環境会議」を開催しました。この会議はそれ以降、名称を「世界湖沼会議」として、世界各国で概ね 2 年ごとに開催されており、滋賀県では、2001(平成 13)年の第 9 回会議も開催しています。また、各地の主催者に協力して会議の企画等を行う公益財団法人国際湖沼環境委員会 (ILEC) は、琵琶湖のほとりに拠点を構え、1986 年の設立以来、世界の湖沼の適正な環境管理を支援するために、日本国内及び海外の関係機関と協力した調査や研究、人材育成等を進めています。

その他にも、1997(平成 9)年 6 月には、世界 22 か国の研究者が参加する「世界古代湖会議」が開催され、古代湖の生物的・文化的な価値について議論が行われ、また 2003(平成 15)年 3 月には、琵琶湖淀川流域で「第 3 回世界水フォーラム」が開催され、水不足や水質汚染、水を巡る国際紛争など、様々な水の危機の解決に向けた議論が行われました。

国際交流の分野では、滋賀県はアメリカのミシガン州、ブラジルのリオ・グランデ・ド・スール州、中国の湖南省と、湖を縁とする姉妹友好州省の協定を締結しています。

(2) 活用への課題

○ 琵琶湖の活用を推進するにあたって課題となっている点を、次のとおり整理しました。

①琵琶湖の魅力・価値の発信と、暮らしとのつながりの認識

- ・ 国民的資産たる琵琶湖の価値や役割自体が十分に伝わっておらず、その知識を正しく伝え、広める必要があります。
- ・ 加えて、自分たちの行動が、地域の資源にどのような負荷を与え、またどのように保全に貢献しているのかを正しく知り、実際の行動へと反映いただく必要があります。

②体験の場・機会の確保

- ・ 暮らしの中で必然的に湖に触れる機会が減る中で、積極的に琵琶湖と関わることのできる場所や機会を創出する必要があります。

③情報の掘り起こし・集約・発信力強化

- ・ 県内には各地に琵琶湖や自然に関する施設等があり、また行政や企業、NPO 等による体験型のイベント等も実施されていますが、その情報が散逸していたり、十分に発信できていない側面があります。

④琵琶湖に関わる主体の協働・交流の促進

- ・ 多様な主体がそれぞれの目的を持って琵琶湖に関わっているが、主体間での横のつながりが希薄となっています。新たな連携や協働の推進により、互いの長所を活かしあった活用の推進が求められます。

⑤活用の基盤づくりや推進の支援

- ・ 湖と触れあうことのできる場所や湖岸へアプローチする手法が限られていること、担い手・後継者の不足などが、活用の推進を困難にしています。
- ・ 企業活動を通じた琵琶湖活用の推進や、機材の貸出しやガイドのあっせん、資金面での助成、技術開発など、持続的な活用推進に向けた支援等が必要です。

⑥活用に伴う環境負荷等の抑制

- ・ 活用に伴う環境負荷や生活環境への悪影響等を抑制するため、適切な規制や啓発が

行われる必要があります。

- ・ また、利用者に対し応益の負担を求めることにより、環境負荷の低減や保全再生を進めることも検討する必要があります。

3. 活用を進めるためのしくみ

- 上記の課題から、活用推進にあたり必要と思われる取組について、大きく3つの「しくみ」として整理します。

(1) 琵琶湖の価値や活動の影響を「知るしくみ」(正しく知る)

- 琵琶湖自身の魅力や価値について、正しく認識・評価を行うことは、活用にあたっての前提として不可欠です。生態系サービスがもたらす供給、調整、文化、基盤といった各サービスの価値の見える化をすすめ、正當に評価していく必要があります。
- 琵琶湖の多様な価値について県民自身の再認識を進めるとともに、県内で学ぶ大学生には県外出身者も多く、また京阪神を中心に滋賀へと移住してきた層などにも、正しく認識をいただくことが必要です。
- 個々の自然はもちろん、「森・川・里・湖」の一連のつながりや、そこから更に下流、都市部を抜けて海へとたどり着くまでの一連のつながりとして、自然の有する価値を捉えていく必要があります。
- 琵琶湖保全再生の歴史における先人たちの知恵や努力、国際的な評価や役割など、琵琶湖の価値を時間や空間の広がりの中で捉え、広めていくことも必要です。
- また、琵琶湖に関わる様々な活動や営みには、その行為が適切に継続されること自体が持続的な琵琶湖の保全再生に寄与する側面を持つものもあります。その行為の価値を、行為者自身に伝え自覚いただくことも必要です。

(2) 琵琶湖に「関わるしくみ」(触れる・広める・交わる)

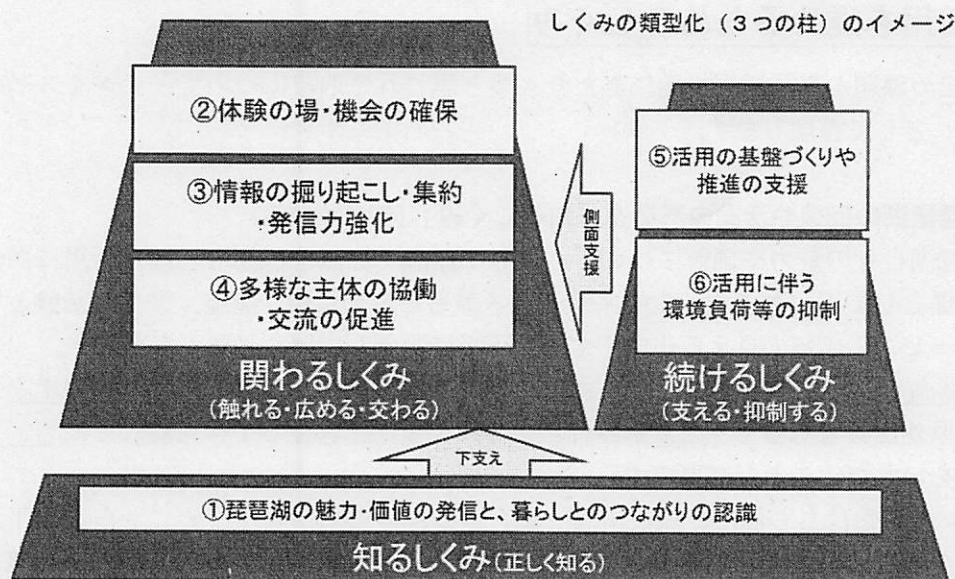
- 生活様式の変化で自然と触れる機会が減る中、かつては普通に存在した「体験をするための場所や機会」を、積極的に提供することが必要です。
- 多様な主体により開催される様々な体験型の学習会やイベントなどの情報を集約するとともに、県内外に分かりやすい形で提供することが必要です。
- 滋賀で暮らす多様な主体間や下流域へのネットワークを広げ、協働や学び合いを推進するとともに、それぞれが自らの強みを活かし、琵琶湖に関わることができる機会づくりが必要です。
- さまざまな形で琵琶湖への関わりを持っていただくことを通じて、「活かす人」が「守る人」となるための気づきや機会を提供していくことが必要です。

(3) 生まれた循環を「続けるしくみ」(支える・抑制する)

- 保全再生と活用との循環を持続可能なものとするためには、活用の場の整備や、琵琶湖本来の価値を活かした生業が持続可能であることが不可欠です。
- また、様々な企業活動を通じ琵琶湖の保全再生に資する活用を推進することや、人材の確保、機材、技術や資金の面などから活用を支援するしくみが必要です。
- 持続可能な活用という観点から、資源に過剰な負荷を与えたり、生活環境への悪影響があるような活用手法に対しては、適切な規制や啓発が必要です。
- 琵琶湖の活用に伴う応益負担について、ふさわしいあり方の検討が必要です。

(4)「3つの柱」としての類型化

- 「(1) 知るしくみ」を基礎に、琵琶湖と「(2) 関わるしくみ」の拡充に努めます。
- また、活用の支援や活用にもなう環境負荷の低減など、「(3) 続けるしくみ」の充実により、持続可能な関わりの創出を側面支援します。



4. 具体的な取組の展開方策

- 前章で類型化した3つの柱別に、具体的な取組の展開方策を検討します。

(1)「知るしくみ」

- 活用推進の前提となる、琵琶湖の魅力や価値についての基礎的な認識の普及に努めます。
- 世界的に見ても希少な古代湖であるなどの、琵琶湖自体の価値を正しく伝えとともに、琵琶湖を中心に森・川・里・湖が一連のつながりを持ち、また暮らしと湖の間にも相互に関わりがあることを分かりやすく伝えることに配慮します。
- 発信の手法や表現等を工夫し、これまで情報が届かなかった層へのアプローチに努めます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 「琵琶湖ハンドブック」など、琵琶湖を学ぶ基礎資料の充実
- ・ 琵琶湖博物館や琵琶湖環境科学研究センターの研究成果の活用・発信
- ・ 森・川・里・湖や下流域とのつながりや、なりわい相互の関係性の「見える化」推進
- ・ 認証取得などによる、琵琶湖の価値の客観化の推進
- ・ 外部からの評価や国際的な価値の「見える化」の推進
- ・ 教育現場との連携や、出前講座等による琵琶湖の価値・暮らしとの関わりの発信

○先進事例紹介（※別途実施中の委託調査より、関連する事例の概要を紹介）

・ 地域資源の再評価の事例

・ 地域資源にかかるガイド育成の事例 等

(2)「関わるしくみ」

- 琵琶湖への関わりを創出するため、「琵琶湖を楽しむ」「琵琶湖に学ぶ」「琵琶湖でつながる」の3つの切り口から重点的に取り組みます。市町、企業、NPO、団体等の協働を推進しながら、具体的な取組方策を推進します。

i 琵琶湖を「楽しむ」【重点】

- 琵琶湖へと関わるきっかけを創出し、より多くの方に琵琶湖との関係を作っていただけるよう、琵琶湖を舞台とした様々な楽しみの機会を拡充します。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 体験型のイベントなどの開催による琵琶湖体験の機会の提供
- ・ ビワイチの推進と、普及に向けた環境整備
- ・ 日本遺産を活かした地域の魅力発信
- ・ 誰もが楽しめる湖上スポーツの普及や魅力の発信
- ・ 琵琶湖を舞台としたスポーツツーリズムの推進に向けた検討
- ・ 琵琶湖の景観を楽しむビューポイントの発信
- ・ 琵琶湖に親しむ適正なレジャー活動の普及、発信
- ・ 湖魚食文化や淡水真珠の魅力発信・湖魚を食べる機会の提供
- ・ 湖岸での健康づくりの推進や、癒しの場の普及
- ・ 水源となる森林を守るジビエの活用や情報発信
- ・ 琵琶湖を楽しむことができる機会やスポット等についての、情報集約・発信
- ・ 楽しみながら情報交換や交流を進めることのできる機会づくり
- ・ 「ここ滋賀」等を活用した琵琶湖の価値や魅力の発信や認知度向上、誘客促進

○先進事例紹介（※別途実施中の委託調査より、関連する事例の概要を紹介）

- ・ 地域資源を活用したアクティビティの事例
- ・ 地域の食文化を発信し、その収益を資源保全に活用している事例 等

ii 琵琶湖に「学ぶ」【重点】

- 様々な活用による琵琶湖への関わりを通じて知識や経験を深め、保全再生に向けて行動できる人材の育成を促すため、主体的な行動へとつながる体験を通じた学びの機会を提供します。
- 個々の現場や資源と併せ、琵琶湖とそれを囲む多様な自然の多様なつながりを俯瞰で見ることを通じ、琵琶湖の広大さや森・川・里・海のつながりを感じられるよう意識します。
- また、琵琶湖での経験から学んだ知恵や技術について、国内外の他の湖沼における課題解決に積極的に活かします。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 森・川・里・湖のつながりを感じる滋賀ならではのエコツーリズムの推進
- ・ 「魚のゆりかご水田」づくりや湖魚食体験など、琵琶湖ならではの体験型の学習機会の推進
- ・ ビオトープや自然公園施設など環境学習の場づくりや、観察会等の実施
- ・ 豊かな感性を育む幼児期における、自然とのふれあいの推進
- ・ 学校と地域とが連携した環境教育の推進
- ・ 体験型の学習メニューの整理による教育旅行等の受け入れ推進

- ・ 大学等と連携した学生への琵琶湖体験の機会提供
- ・ 県内学校や自治会等、下流域等への出前講座の推進、メニューの整理・発信
- ・ 先人の実体験を基にした学びや、世代間での学び合いの推進
- ・ 多様な主体間相互の活動から学び合うことのできる機会づくり
- ・ 技術協力や研修受け入れ、「世界湖沼会議」等の場を通じた、世界の湖沼への琵琶湖の知見の発信
- ・ 研究成果を水環境ビジネスにつなげる産官学金連携の取組を推進

○新しい取組の例「滋賀ならではのエコツーリズムの推進」

- ・ 体験を通じ、「森・川・里・湖のつながり」や「琵琶湖の価値」を伝えられるエコツーリズムを推進します。
- ・ 県内各所で取り組まれている優れたエコツーリズムの事例について、関係者のネットワーク化や、一括した情報発信を強化します。
- ・ 下流域はもとより、広く県外からの誘客推進により、琵琶湖の価値を広く発信するとともに、交流人口の増加により持続可能なツアーの運営や資源の保全への還元が可能になるよう努めます。

○先進事例紹介（※別途実施中の委託調査より、関連する事例の概要を紹介）

- ・ エコツーリズムによる地域資源への理解促進の事例
- ・ 教育機関と連携した地域資源の学習事例 等

iii 琵琶湖で「つながる」【重点】

- 琵琶湖に関わる多様な主体のネットワークづくりを進め、協働を促進します。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 多様な主体による全県的な推進組織の立ち上げ
- ・ 行政、企業、大学、NPO等、異なる主体間の連携促進
- ・ マザーレイクフォーラム等における関係者のつながりづくり
- ・ 下流域の住民や行政、企業、NPO等との連携の推進
- ・ 主体間の連携事例や先進事例等についての、情報共有の推進

○新しい取組の例「琵琶湖活用に向けた推進組織の立ち上げ」

- ・ 琵琶湖の活用について、全県的に連携をしながら推進する母体となる組織の立ち上げを進めます。
- ・ 企業や大学、NPO、行政等の既存の団体が分野を越えて連携し、互いの長所を活かした協働の推進により琵琶湖活用を進めるプラットフォームとします。

○先進事例紹介（※別途実施中の委託調査より、関連する事例の概要を紹介）

- ・ 地域での協議会等の設立事例
- ・ 企業と大学など、異なる主体間の連携事例 等

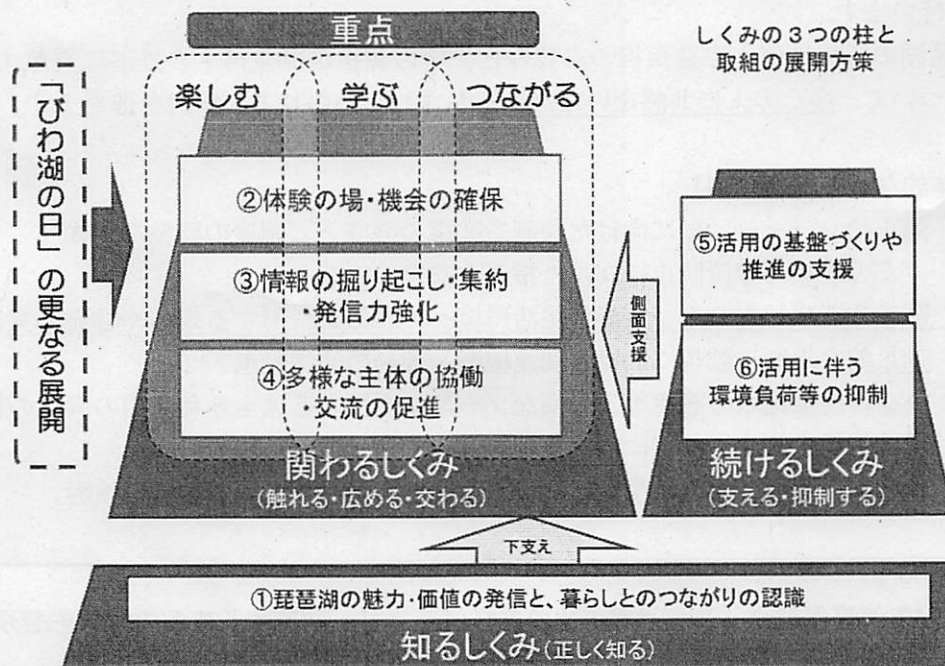
iv 「びわ湖の日」の更なる展開

- 「楽しむ」「学ぶ」「つながる」を始めとする多様なアプローチにより、琵琶湖との関

わりをつくるきっかけとなる取組を、7月1日「びわ湖の日」を中心に重点的に展開します。

○新しい取組の例「『びわ湖の日』の更なる展開」

- ・ 滋賀県環境基本条例の定める7月1日「びわ湖の日」を中心に、琵琶湖との関わる契機を創出する取組を、多様な主体との連携により重点的に実施します。
- ・ 多様な主体による取組の情報をつなぎ、一体的な発信を行うことにより、「びわ湖の日」とそれに関連する活動の広範な普及を推進します。
- ・ 「びわ湖の日」をきっかけに、県民の皆さんに、琵琶湖について改めて考えていただけるような機会づくりを行います。



(3)「続けるしくみ」

- 持続的な活用の推進に向けた環境整備や支援、活用に伴う環境負荷等への対策を着実に推進します。

i 活用の基盤づくりや推進の支援

- 活用の場となる施設等の利活用を活性化します。
- 漁業など、琵琶湖の本来の価値を活かした生業が持続可能であるよう支援します。
- 技術開発や社会的投資など、企業活動を通じた環境保全への貢献を応援します。
- 持続可能な活用推進に向けた資源の維持や環境等の整備、人材や機材、技術、資金面等の支援や制度づくりを進めます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 湖岸緑地、自然公園、自然歩道等の活用
- ・ 湖魚などの資源回復に向けた種苗放流や調査研究等の実施
- ・ 魅力発信や就業支援、研修などによる、担い手確保対策の推進
- ・ 環境負荷の低減や環境保全に資する企業活動への支援や交流促進
- ・ 多様な知見を活かした技術開発の推進や支援
- ・ 基金など活用に寄与する助成制度の情報収集、発信

○先進事例紹介（※別途実施中の委託調査より、関連する事例の概要を紹介）
・地域資源の活用促進のための支援事例 等

ii 活用に伴う環境負荷等の抑制

- 琵琶湖を次世代へと継承できる持続可能な琵琶湖活用の実現に向け、資源のワイズユース（賢明な利用）を推進します。
- 活用に伴い発生する環境負荷や、生活環境に対する悪影響を抑制するための規制や啓発を行います。
- 琵琶湖の活用に伴う応益負担の必要性と、その負担が保全再生の推進に貢献するしくみについて、多くの人に共感をいただけるふさわしいあり方の検討を進めます。

【具体的な取組方策の例】

- ・ 適正なレジャー活動に向けた規制や監視の徹底と、制度の啓発や周知
- ・ ゴミの投棄や放置防止に向けた指導や監視の徹底
- ・ 騒音や迷惑行為など、良好な生活環境への悪影響に対する規制や啓発の実施
- ・ 効果的な規制や監視に向けた関連機関・部局の連携推進
- ・ ヨシ帯保全地域の設定等、適切なゾーニングによる保全と利活用の両立の推進
- ・ 環境課題の解決・改善に向けた調査研究や技術開発の推進
- ・ 環境への負荷や利益の享受に対する適切な負担のあり方の幅広い検討

○先進事例紹介（※別途実施中の委託調査より、関連する事例の概要を紹介）
・地域資源の活用者に対し負担を求め保全再生の原資とする事例 等

5. 保全再生と活用との循環を生むために

- 琵琶湖の有する価値や魅力を活かして琵琶湖に関わりを持った人たちに、それを契機に琵琶湖を守る人としての実践をいただけるよう、参加の機会の確保や主体的な行動推進に向けた啓発を行います。
- 既に様々なかたちで琵琶湖の保全再生に尽力をいただいている人たちが、琵琶湖への関わりや活動への参加を通じ新たな気づきや学びを得ることで、更なる行動へとつながるよう配慮するとともに、行動を実践する人同士のつながりづくりを推進します。
- このような取組を通じ、琵琶湖を「活かす人」が琵琶湖を「守る人」となる好循環の創出に努めることで、より良い琵琶湖を次世代へと引き継いでいきます。